

「おくやみハンドブック」発行に関する広告掲載基準要綱

(令和3年12月6日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄市広告媒体への有料広告掲載に関する基本方針第4項に規定する広告掲載の選定基準として定めるものであり、「おくやみハンドブック」に掲載する有料広告に関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(掲載基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は良俗に反するおそれのあるもの
 - ア 一般常識から判断して好ましくない商品やサービスの販売の広告
 - イ 青少年の健全育成上好ましくないもの
 - ウ 消費者に被害が生じる疑いのあるもの
 - エ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業に関するもの
 - オ 暴力団、その他反社会的団体が関与すると認められるもの
- (3) 宗教活動、政治活動に類するもの
- (4) 個人的宣伝(名刺広告等)、意見広告、第三者の氏名、写真、著作物などを無断で使用しているもの
- (5) 誇大表示又は不当表示その他、表現方法等が不適切なもの
- (6) 公益性及び公共性が認められないもの
- (7) その他、市長が広告掲載として適当でないと認められるもの

(広告掲載の審査及び決定)

第4条 広告の審査及び掲載の可否は部長決裁をもって決定する。

(問題発生時の対応)

第5条 協働発行事業者は冊子の内容に関する苦情及びその他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。

(広告掲載の取り消し)

第6条 市長は、広告掲載に支障があると認めたとき、広告掲載の決定を取り消すことができる。

附 則

この要綱は、令和3年12月6日から施行する。